

社 会

1 中学校社会科は、どのようなことに重点を置いて改善されるのか。

(1) 基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得

基礎的・基本的な「知識及び技能」については、単に理解しているか、できるかだけでなく、それらを生きて働かせてどう使うか、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかといった、三つの柱で示された資質・能力の育成全体を見通した上で、その確実な習得が求められる。

(2) 「社会的な見方・考え方」を働かせた「思考力、判断力、表現力等」の育成

単元など内容や時間のまとまりを見通した「問い」を設定し、「社会的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習を一層充実させることが求められる。

(3) 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成

主体的に社会に参画しようとする態度についての課題が指摘される中、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことなどを踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を深めることなど、これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくことが強く求められている。そのような理念に立つ持続可能な開発のための教育（ESD）や主権者教育などについては、引き続き社会科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象を扱うことのできる社会科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。

2 中学校社会科の目標は、どのように変わるのか。

(1) 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

ア 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

イ 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。

ウ 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、

その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

(2) 改善の方向性について

中学校社会科における目標は、小学校社会科との接続はもちろん、高等学校地理歴史科や公民科との接続も踏まえ、学校種の違いによる発達の段階や分野の特質に応じて、柱書と三つの資質・能力からなる目標を設定している。その際、従前からの学習指導要領における目標の趣旨を引き継ぎつつ、社会の変化に伴い、中学校社会科学習に求められる状況などを踏まえ、改善を図っている。

具体的には、小・中学校の一貫性の観点から、社会科が目指す究極のねらいに当たる文言については、小学校、中学校とも「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」という文言にするなどしている。

3 各分野の目標は、どのように変わるのか。

地理的分野、歴史的分野、公民的分野の目標は、社会科の目標構成と同様に、柱書として示された目標と、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に沿った、それぞれ(1)から(3)までの目標から成り立っている。そしてこれら(1)から(3)までの目標を有機的に関連付けることで、柱書として示された目標が達成されるという構造になっている。

「社会的事象の地理的な見方・考え方」

社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けることとし、考察、構想する際の視点や方法（考え方）として整理している。

「社会的事象の歴史的な見方・考え方」

社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差違などを明確にし、事象同士を因果関係などで関連付けることとし、考察、構想する際の視点や方法（考え方）として整理している。

「現代社会の見方・考え方」

社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けることとし、考察、構想する際の視点や方法（考え方）として整理している。

4 各分野の内容はどのように変わるのか。

(1) 地理的分野における内容の改善

ア 世界と日本の地域構成に関わる内容構成の見直し

「世界と日本の地域構成」については、従前の「世界の様々な地域」、「日本の様々な地域」の二つの大項目からなる内容構成を見直し、両大項目の最初に置かれた「世界の地域構成」、「日本の地域構成」を統合して新たな大項目を設け、それを地理的分野の学習の冒頭に位置付けている。

イ 地域調査に関わる内容構成の見直し

地域調査については、従前の世界の様々な地域又は国を対象とする「世界の様々な地域の調査」、生徒の生活舞台を対象とする「身近な地域の調査」という、対象地域によって異なる二つの中項目からなる内容構成を見直し、生徒の生活舞台を主要な対象地域とした、観察や野外調査、文献調査などの実施方法を学ぶ「地域調査」

の手法」と、地域の将来像を構想する「地域の在り方」の二つの中項目に分け、再構成している。

ウ 世界の諸地域学習における地球的課題の視点の導入

グローバル化が引き続き進展し、また環境問題等の地球的課題が一層深刻化する現状においては、世界の諸地域の多様性に関わる基礎的・基本的な知識を身に付け、世界全体の地理的認識を養うとともに、世界各地で見られる地球的課題について地域性を踏まえて適切に捉えることが大切であることから、地球的課題の視点を「世界の諸地域」における追究の視点として位置付けている。

エ 日本の諸地域学習における考察の仕方の柔軟化

適切に地域区分された日本の各地域を前提に、その地域的な特色を捉えるのに適切な考察の仕方を、指定された四つの考察の仕方、あるいは必要に応じて中核となる事象を設定する考察の仕方を、適宜選択して組み合わせるようにしている。

オ 日本の様々な地域の学習における防災学習の重視

大項目「日本の様々な地域」にあっては、それを構成する四つの中項目を通して、我が国の自然災害や防災の実態などを踏まえた学習が可能となるように、適宜、自然災害やそこでの防災の事例が取り上げられるような構成としている。

(2) 歴史的分野における内容の改善

ア 歴史について考察する力や説明する力の育成の一層の重視

各中項目のイの(ア)に「社会的事象の歴史的な見方・考え方」を踏まえた課題(問い)の設定などに結び付く着目する学習の視点を示し、類似や差違を明確にし、因果関係などで関連付ける等の方法により考察したり、表現したりする学習について示した。また、各中項目のイの(イ)に、「各時代を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現」する学習を明示している。

イ 歴史的分野の学習の構造化と焦点化

(1)、(2)…の中項目内のアに示した「知識及び技能を身に付ける」学習と、イに示した「思考力、判断力、表現力等を身に付ける」学習との関係や、それらの各事項に示した歴史に関わる個別的な事象同士の関係を明確にするために、学習内容と学習の過程を構造的に示している。

ウ 我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実

高等学校地理歴史科に「歴史総合」が設置されることを受け、我が国の歴史に間接的な影響を与えた世界の歴史についても充実させている。例えば、元寇をユーラシアの変化の中で捉える学習や、ムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせる学習など、広い視野から背景を理解できるよう工夫している。

エ 主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実

民主政治の来歴や、現代につながる政治制度や人権思想の広がりについての学習の充実を図っている。例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がりを、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこととしている。

オ 様々な伝統や文化の学習内容の充実

内容のAの「(2) 身近な地域の歴史」において、具体的な事柄を通して受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めることや、各中項目における伝統や文化の特色の理解につながる学習とともに、新たに内容のBの(2)や(3)において、「琉球の文化」や「アイヌの文化」についても触れることとし、学習内容の一層の充実を図っ

ている。

(3) 公民的分野における内容の改善

ア 現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視

(ア) 内容のAの「(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色」において、現代日本の社会の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られること、これらが現在と将来の政治、経済、国際社会に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。その際、情報化については、人工知能の急速な進化等による産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすることとしている。

(イ) さらに同じ中項目において、現代社会における文化の意義や影響について理解できるようにするとともに、我が国の伝統と文化を扱い、文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(ウ) 内容のDの「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」で、国際社会における文化や宗教の多様性について取り上げることとしている。

イ 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実

内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」で、従前に引き続き、現代社会を捉え、多面的・多角的に考察、構想する際に働かせる概念的な枠組みの基礎として、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実を図っている。

ウ 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実

内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」を以後の大項目の学習に生かすとともに、経済、政治、国際社会に関わる現代の社会的事象について考察、構想したり、その過程や結果を適切に表現したりする際に働かせる視点（概念など）として、「分業と交換、希少性など」、「個人の尊重と法の支配、民主主義など」、「協調、持続可能性など」を新たに示し、課題の特質に応じた視点（概念など）に着目して考察したり、よりよい社会の構築に向けて、その課題の解決のための選択・判断に資する概念などを関連付けて構想したりするなど、現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実を図っている。

エ 社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視

(ア) 内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」では、社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

(イ) 内容のBの「(1) 市場の働きと経済」では、個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。その際、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこととしている。また、社会生活における職業の意義と役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。その際、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れることとしている。

(ウ) 内容のBの「(2) 国民の生活と政府の役割」では、少子高齢社会における社会保障の意義について理解できるようにしている。また、財政及び租税の役割について、財源の確保と配分という観点から、財政の状況や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。

- (エ) 内容のCの「(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにしている。
- (オ) 内容のCの「(2) 民主政治と政治参加」で、民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにしている。
- オ 国家間の相互の主権の尊重と協力，国家主権，国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視
- 内容のDの「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解できるようにしている。その際、領土（領海，領空を含む。）と国家主権を関連させて取り扱ったり，国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れたりして，基本的な事項を理解できるようにしている。
- カ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視
- 内容のDの「(2) よりよい社会を目指して」で、持続可能な社会を形成することに向けて，社会的な見方・考え方を働かせて課題を探究し，自分の考えを説明，論述できるようにしている。この中項目は、従前に引き続き社会科のまとめという位置付けとし，公民的分野はもとより，地理的分野，歴史的分野などの学習の成果を生かし，これからのよりよい社会の形成に主体的に参画する態度を養うこととしている。

5 指導計画の作成と内容の取扱いで特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画作成上の配慮事項

- ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ，社会的事象の意味や意義などを考察し，概念などに関する知識を獲得したり，社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。また、知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに，各分野において，第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。
- イ 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して，全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。
- ウ 各分野の履修については、第1，第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし，第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野115単位時間，歴史的分野135単位時間，公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。
- エ 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。
- オ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について，社会科の特質

に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

- ア 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。
- イ 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。
- ウ 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。
- エ 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。

6 移行措置への対応はどのようにするのか

社会科の標準授業時数は、移行期間である平成30～32年度も現行と同様であり、新教育課程が実施される平成33年度からは、各分野の授業時数について、世界の歴史や民主政治の来歴について理解を深め、高等学校に円滑に接続するよう、歴史的分野を5時間増やし、その分、地理的分野を5時間減らした。この結果、地理115、歴史135、公民100時間という配分になった。

平成30年度からの移行期間には、中学校社会については、全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが、現行中学校学習指導要領による場合には、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとした。

現行中学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30～32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
つまり、平成30年度から、必ず取り扱うこと
- (2) 平成31年度及び32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- (3) 平成31年度及び32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- (4) 平成31年度及び32年度の「世界の古代文明」「ユーラシアの変化」「ヨーロッパ人來航の背景」「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

7 「内容のまとめりごとの評価規準」作成例

(1) 評価規準はどのように作成するのか。

評価規準の作成に当たっては、学習指導要領の規定から「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する必要がある。ここでの「内容のまとめり」とは、学習指導要領に示す「第2 各学年の目標の内容及び内容 2 内容」の項目等をそのまとめりごとに細分化したり整理したりしたものである。

(2) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

学習指導要領に示された教科及び学年（又は分野）の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、

① 各教科における「内容のまとめり」と「評価の観点」との関係を確認する。

② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(3) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

【分野共通の留意事項】

- 「知識・技能」の評価規準の作成の仕方について
 - ・ 「知識」については、学習指導要領に示す「2 内容」の「知識」に関わる事項に示された「…を理解すること」の記述を当てはめ、それを児童が「…理解している」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。
 - ・ 「技能」については、学習指導要領に示す「2 内容」の「技能」に関わる事項に示された「…調べたりして、…まとめること」の記述を当てはめ、それを児童が「…調べたりして…まとめている」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。
- 「思考・判断・表現」の評価規準の作成の仕方について
 - ・ 「思考・判断・表現」については、学習指導要領に示す「2 内容」の「思考力、判断力、表現力等」に関わる事項に示された「…着目して、…を捉え、…考え、…表現すること」の記述を当てはめ、それを児童が「…着目して、…を捉え、…考え、…表現している」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。
- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の作成の仕方について
 - ・ 「主体的に学習に取り組む態度」については、学習指導要領に示す「2 内容」に「学びに向かう力、人間性等」に関わる事項が示されていないことから、学年目標や観点の趣旨を基に評価規準を設定する。ここでは、目標に示されている、「主体的に問題解決する態度」と「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」について「主体的に問題解決しようとしている」かどうかと「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしている」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。

【各分野の留意事項】

- <地理的分野><歴史的分野>
「主体的に学習に取り組む態度」における「追究（、解決）しようとしている」部分の表現について、「思考・判断・表現」の「内容のまとめりごとの評価規準」に「構想」の語を記載した項目のみ「追究、解決しようとしている」と表現し、他は「追究しようとしている」と表現し、書き分けている。
- <歴史的分野>
「知識・技能」について、学習指導要領上の当該項目中に「自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって」との記載がある「A(2)身近な地域の歴史」のみ、それを「主体的に学習に取り組む態度」の対象として移動し、その冒頭に冠して表している。
- <公民的分野>
「思考・判断・表現」について、「2 内容」の各中項目の冒頭に「…に着目して」と示された視点を、それぞれの記載の文頭に冠して表している。（社会科のまとめりとなる「D(2)よりよい社会を目指して」のみ、「社会的な見方・考え方を働かせ」を冠して表している。）